

平成 30 年度 第 1 回

泉南市都市計画審議会記録

泉南市都市整備部都市政策課

平成 30 年度第 1 回泉南市都市計画審議会

1.日時 平成 30 年 10 月 26 日(金)
午前 10 時から午前 12 時まで

2.場所 泉南市役所 2 階 大会議室

3.出席者 川角 典弘、下村 泰彦、中尾 清、馬場 定夫、古谷 美枝子
大森 和夫、金子 健太郎、澁谷 昌子、原口 悠介、南 良徳
居倉 順子、奥野 正章、柿本 繁雄、角谷 ヒサ子、中尾 精宏

4.欠席者 なし

5.事務局職員として出席した者

市民生活環境部 産業観光課 課長 大原 崇

農業委員会 事務局長 根来 博和

都市整備部長 奥田 雅則

都市整備部 次長 伊藤 好幸

都市政策課 課長 市川 裕康、係長 奥野 誠也、主任 福田 恵美、主任 小西 至一

7.本審議会に報告された案件

- ・ 「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(泉南市決定)」について(付議)
- ・ その他「生産緑地法の改正」について

会長

みなさん、おはようございます。

ご案内の時刻になりました。

ただ今から、平成 30 年度第 1 回泉南市都市計画審議会を開催いたします。

それでは審議に入る前に、事務局から委員の出席状況を報告させていただきます。

事務局

それでは、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。

本日は、委員 15 名全員出席していただいておりますので、審議会は適法に成立しております。

ここで、配布させていただきました資料の確認をさせていただきます。

お手元に、本日の会議次第、委員名簿、両面印刷となっております別紙 1「生産緑地買取申出の処理フロー」、別紙 2「生産緑地指定希望申出の処理フロー」、その他といたしまして、生産緑地法の改正についての資料を配布させていただきました。

ご確認ください、不足がございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、各委員のご紹介をさせていただきます。

まず、審議会条例第 2 条第 2 項第 1 号の規定による委員でございますが、

大阪観光大学名誉教授の中尾 清(なかお きよし)委員でございます。

大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科教授の下村 泰彦(しもむら やすひこ)委員でございます。

和歌山大学システム工学部講師の川角 典弘(かわすみ のりひろ)委員でございます。

泉南市農業委員会会長職務代理の馬場 定夫(ばば さだお)委員でございます。

泉南市人権擁護委員の古谷 美枝子(ふるや みえこ)委員でございます。

次に、審議会条例第 2 条第 2 項第 2 号の規定による委員で、

市議会議員の大森 和夫(おおもり かずお)委員でございます。

市議会議員の金子 健太郎(かねこ けんたろう)委員でございます。

市議会議員の澁谷 昌子(しぶや まさこ)委員でございます。

市議会議員の原口 悠介(はらぐち ゆうすけ)委員でございます。

市議会議員の南 良徳(みなみ よしのり)委員でございます。

続きまして、審議会条例第 2 条第 2 項第 4 号の規定による委員で、

居倉 順子(いぐら じゅんこ)委員でございます。

角谷 ヒサ子(つのや ひさこ)委員でございます。

奥野 正章(おくの まさあき)委員でございます。

柿本 繁雄(かきもと しげお)委員でございます。

中尾 精宏(なかお もりひろ)委員でございます。

続きまして、本日出席しております市職員を紹介させていただきます。

市民生活環境部産業観光課 課長の大原でございます。

農業委員会 事務局長の根来でございます。

都市整備部 部長の奥田でございます。

都市整備部 次長の伊藤でございます。

都市政策課 係長の奥野でございます。

都市政策課 主任の福田でございます。

都市政策課 主任の小西でございます。

わたくし、都市政策課長の市川でございます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告がありましたとおり、本審議会は適法に成立しております。

それでは審議会の開会にあたりまして、奥田部長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

部長

皆さん、おはようございます。改めまして、都市整備部の奥田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

平成30年度第1回都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本来であれば、市長の竹中よりご挨拶を申し上げるところではございますが、あいにく本日は、他の公務と重なっており、欠席させていただいております。代わりまして私の方からご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、平素から本市の諸行政、とりわけ都市計画行政の推進に対しまして、深いご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日ご審議していただきます案件は、「生産緑地地区の変更」でございます。

「生産緑地地区の変更」につきましては、市街化区域内の一定の農地につきまして、これらを保全することにより、農業と調和した良好な都市環境の形成に資するということを目的といたしまして、都市計画決定を行っているところでございます。今回、「生産緑地地区」の変更に伴い、都市計画変更を行う必要がございますので、ご審議をお願いするものでございます。

また、その他といたしまして、生産緑地法の改正内容について説明させていただきたいと思っております。

内容の詳細につきましては、後ほど、担当から説明させますので、委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をいただきますように、お願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、最後までよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

本日は、審議の案件が1件、その他の案件が1件となっております。

それでは、事務局から第1号議案について主旨の説明をお願いします。

ご質問、ご意見などは、説明の後でお願いしたいと思います。

事務局

それでは、第1号議案「南部大阪 都市計画 生産緑地地区の変更」について、ご説明いたします。

まず始めに、生産緑地地区のご説明をさせていただきます。

生産緑地地区とは、農地等を市街化区域内の貴重な「みどり」や「オープンスペース」として評価し、永続的な保全を図ることにより、農業等と調和した良好な都市環境の形成を図る、都市計画の土地の区分のことです。生産緑地地区の指定は、平成4年に行われました。市街化区域内の農地については、宅地化するものを宅地化農地、農地として保全するものを生産緑地と位置づけし、そのうち、生産緑地につきましては、生産緑地地区として都市計画決定を行ったものです。次に、生産緑地地区の変更、廃止及び追加指定があった場合の手続きの流れをそれぞれご説明いたします。平成5年度以降は、必要に応じて、変更及び廃止の手続きを行っており、平成24年度からは追加指定の手続きも行っております。生産緑地の買取申出があった場合の手続きの流れをご説明いたします。追加で配布しております、別紙1「生産緑地買取り申し出の手続きの流れ」をご覧ください。まず、「買取申出の事由」が発生いたします。生産緑地法では、指定後30年を経過した場合、主たる従事者、つまり、その生産緑地で主に農業に従事されている方が死亡した場合。または、故障し農業に従事できなくなった場合の三つの事由を規定しております。現在は、指定後、まだ30年を経過しておりませんので、実際には、主たる従事者の死亡と故障の二つの場合となります。なお、生産緑地の制度では、一度指定された生産緑地を所有者の都合で宅地化することは予定されておらず、そのための手続きもありません。手続きについては、事前協議を経て、所有者から市長に対して、買取申出書を提出していただきます。買取申出書が提出されますと、買取りの検討に入ります。申出に係る生産緑地が、市の公共施設の用地として必要か否か、庁内の関係部署で検討いたします。また、府道沿いなどの箇所については、大阪府にも買取り希望の有無について照会をします。それらの結果、「買い取る」、「買い取らない」の判断を行います。照会の結果、「買い取る」ことになった場合は、別紙1の「生産緑地買取り申し出の手続き流れ」の下側にありますフロー図の左側に基づくことになり、

所有者に対し、「買い取る旨の通知」をします。その後、協議等を行った後、「都市計画の変更」を行います。一方、「買い取らない」ことになった場合は、フロー図の右側に基づくことになり、所有者に対し、その旨の通知をします。この場合は、農業委員会に対し、申出に係る生産緑地を購入し、引き続き農業を続ける希望者の「斡旋」を依頼します。斡旋が成立した場合は、フロー図にあります「あっせん成立」の流れになり、生産緑地として存続することになります。斡旋が成立しなかった場合は、フロー図にあります「あっせん不調」の流れになり、買取申出の日から 3 か月後に生産緑地としての行為の制限の解除がなされ、いわゆる宅地化が可能になります。次に、生産緑地指定希望申し出の流れをご説明いたします。別紙 2 の「生産緑地指定希望申し出の手続きの流れ」をご覧ください。

まず、「指定希望申し出の事由」が発生します。生産緑地法では、別紙 2 にお示しています、

- ・公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- ・500 m²以上であること。
- ・用排水等の条件を勘案し、営農可能であること。

の三つの事由を規定しております。

また、「泉南市生産緑地地区の追加指定に関する基本方針」におきましては、生産緑地法以外の要件としまして、

- ・当該農地等に関する権利を有する者全員の同意が得られること。

などがあります。

指定の手続きとしましては、フロー図のとおり事前相談、現地調査を行った後、所有者から「生産緑地指定希望申し出書」を提出していただき、再度現地調査や法律及び基本指針に即しているか検討を行った結果、市の関連する計画との整合性に留意した上で、生産緑地地区として指定を行うものです。

今回、新たに追加指定の申出がありました。こちらの表に記載されている 1 筆となっております。新規追加地区はなく、表にありますように既存の地区に編入するものになります。新規追加の総面積は約 0.04ha です。また、今年度の追加募集は平成 31 年 1 月 4 日~2 月 8 日を予定しております。広報せんなんには、今年の 12 月号及び翌年の 1 月号に掲載する予定です。

本日の案件は、追加指定のあった農地及び買取申出があった生産緑地について、一連の手続きの結果、地区の追加指定又は行為制限の解除を行いたい区域の都市計画の変更になります。

なお、本件に係る都市計画法第 17 条第 1 項の規定による変更案の縦覧は平成 30 年 8 月 27 日から平成 30 年 9 月 10 日までの二週間行うとともに、その内容を泉南市のホームページにも掲載いたしました。

その結果、案に対する意見書の提出はありませんでした。

それでは、議案書をご覧ください。議案書の 1 ページは、今回、都市計画変更する生産緑地地区の一覧表です。

①の新家 19 号から⑤の信達牧野 29 号までの 5 地区です。

①は生産緑地の追加指定に伴う地区の区域変更となります。

②～⑤は生産緑地の行為制限の解除に伴う地区の区域変更となります。

議案書の 3 ページから 4 ページの「新旧対照表」をご説明いたします。4 ページの表の下段に、「泉南市合計」といたしまして、上下二段書きで変更前と変更後の合計をお示しております。上の段、現在、220 地区、約 63.08ha の生産緑地地区を、今回、下の段、220 地区、約 62.72ha に変更し、結果として、0.36ha の減少となるものです。

議案書 5 ページをご覧ください。A4 縦の「箇所図」には、今回変更する 5 地区の泉南市内の所在をお示しております。

次の 6 ページをご覧ください。A3 横で 5 ページの「箇所図」を拡大したものを添付しております。

図面の上の方が海側、下の方が山側になります。青いラインの横方向に走るのが旧 26 号、緑のラインを横方向に走るのが国道 26 号です。次の 7 ページ以降の資料にて、それぞれの変更の内容を簡単にご説明いたします。

まず 7 ページですが、①の新家 19 号は追加指定により区域変更を行うものです。

前方スクリーンにありますように、点々模様でお示しております、約 0.04ha の農地は、「生産緑地指定希望申出書」の提出がなされ、生産緑地地区として指定を行うものです。こちらが追加区域の現地の写真となります。赤色の実線が今回追加指定を行う予定の区域を示しております。赤色の破線は既存の生産緑地区域を示しております。

次の 8 ページです。これは、信達大苗代 8 号の一部を廃止するものです。縦じま模様で、お示しております約 0.05ha の生産緑地は、主たる従事者の故障を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

次の 9 ページです。これは馬場 7 号の一部を廃止するものです。縦じま模様で、お示しております約 0.13ha の生産緑地は、主たる従事者の死亡を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

次の 10 ページです。これは信達牧野 13 号の一部を廃止するものです。縦じま模様で、お示しております点滅部分の約 0.02ha と、こちらの点滅部分の約 0.08ha の合計約 0.10ha の生産緑地は、主たる従事者の死亡を理由として、買取りの申出がなされ、生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。買取申出による行為制限解除により、生産緑地が分断されることとなりますが、既存生産緑地であり、かつ、同一街区内に存するため、一団の農地とみなして支障なしと考えております。

次の 11 ページです。これは信達牧野 29 号の一部を廃止するものです。縦じま模様で、お示しております点滅部分の約 0.07ha の生産緑地は、主たる従事者の死亡を理由として、買取りの申出がなされ、こちらの点滅部

分の約0.05haの生産緑地は、主たる従事者の死亡を理由として、買取りの申出がなされ、合計約0.12haの生産緑地が生産緑地としての行為制限の解除に至っているものです。

第1号議案「南部大阪 都市計画 生産緑地地区の変更」についての説明は以上となります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員(A)

最初に生産緑地の趣旨が説明され、お聞きしていると、農地等を保全するために作られた制度だと思えます。農業は基幹産業であり、現在、国を挙げて食料自給率を引き上げようという時です。農地の保全、農業の発展という、この2点で考えてみても、生産緑地が減っていくのは残念な結果であると考えべきだと思いますが、その点についてどのように考えているのか教えていただきたい。

また生産緑地の制度ができてから、面積の割合や一団の数の増減がわかれば教えていただきたい。この数年間での解除面積についても、わかれば教えていただきたい。

今回、追加があったという事は、非常に喜ばしいことですが、この新家19号の新たに追加された生産緑地を耕作される方はどのような方で、どのような形で農業を続けていこうと決意し、取り組まれてこられたのか分かる範囲で教えていただきたい。

それから、生産緑地解除後、どのような形で土地の運用が進んでいくのか、過去の例等により分かる範囲で説明してください。

会長

それでは事務局の方からお願いします。

事務局

着座のまま、失礼いたします。

環境を守るという点で、生産緑地が必要ということをご説明しましたがけれども、昨年の法改正により、都市にあるべきものという位置付けも加わっております。生産緑地が減っていくということは、都市にとってどういふことなのかということですがけれども、そもそも生産緑地は市街化区域内の農地に限り、指定してございまして、農業を大々的に振興していく地域ではないということが特徴であると思えます。農業を続けていただくこと

によって、市街化区域内における都市の環境保全と保水機能等を有する土地となるため、景観及び防災上、役に立つという位置付けでございます。農業の振興につきましては、農業振興地域等、生産緑地よりも大きな面積が市街化調整区域にはございますので、そちらの方で大規模に振興していくべきではないかと考えております。

それから、生産緑地の増減でございますが、泉南市の生産緑地全体で見ますと、平成5年1月1日、当初指定当時で79.6haございました。平成30年10月、現在は63.08haとなっております。

生産緑地の制限を解除した土地の現状ですけれども、当然、公共施設として道路等を設置したところもございまして、他の部分につきましては、概ね開発等の行為が行われまして、宅地化されてございます。

新家19号の新規追加でございますけれども、申請者は新たにそこで農業をするということではなく、元々農業されていた方で、生産緑地の追加指定があるということで、30年の縛りもあるが、指定を受けて引き続き農業をしていこうという意思を固められたというところでございます。

以上でございます。

委員(A)

平成5年と平成30年を比べると、20%ほど減っていることになり、街の景観が変わるほど、変化があるように思います。生産緑地が減っても農業振興には直接関わりがないということですが、生産緑地が減るとことは、食料自給率が減り、農業従事者が減ることであり、国全体の農業振興が進んでいないということと等しい。間接的に関係してくる問題として捉える必要があると思いますが、その点をどのように考えているのか教えていただきたい。

生産緑地が解除された後、宅地開発されているということであれば、防災や環境保全の機能が失われているという状況が心配されると思いますが、その点をどのように考えているのか教えていただきたい。

農業従事者が死亡や故障された場合に、生産緑地の解除を申請されると思います。これも農業振興に関わりませんが、農業を引き継ぐ人がいないという跡継ぎ問題により、生産緑地が減っているというふうにみることもできると思いますが、その点はどのように考えているか教えていただきたい。

最後に、市街化区域内だけではなく農業全体として、もっと農業を振興していくという意味でも、環境保全や防災の面でも、生産緑地が減ってきているという状況は、私は問題だと思います。無理に法改正等をして生産緑地を解除しないということではなく、できるだけ生産緑地を残していく方向に進めていくべきだと思いますが、その辺りについて、市としてはどのように考えているのか教えていただきたい。

事務局

生産緑地の減少が、全体的な農業の減少に繋がっているのではないかとこの点でございますけれども、

先程も申しましたけれども、基本的に生産緑地は都市内の農地でございまして、大規模に収益を上げて農業を振興していくという地域ではないというのが大前提でございます。

宅地開発されると、防災及び環境保全上、問題があるのではないかとございますけれども、一般的に市街化区域内の河川、下水等の計算は、当初から一定の流出を見越した上で、流域の計算や管の断面を決めております。そのため、農地を宅地化したからといって、管の断面が足りないというような状況に陥ることはありません。市街化調整区域の農地が農地でなくなる場合、市街化調整区域についてはもともと市街化を見込んでいないため、治水等々の計画上は保水能力を有しているということになりますので、流出抑制施設を設置なさいという指導が入る場合があります。

跡継ぎ問題でございますけれども、確かに生産緑地の買取申出をされる方で、息子さん等々が泉南市におられないのでできません、東京に住んでおられて会社勤めされているのでできませんという方がたくさんいらっしゃるの事実でございます。農地全体的にもそういうことが言えるのかどうかは、都市計画の方ではなかなか把握できていないのですけれども、そういう問題があるのは事実ではないかというように思っております。生産緑地を残していくべきではないかということですが、こちらにつきましては、都市内の緑等を残しやすい運用をしていくという国の方針により、生産緑地の制度が少し変わりましたので、後程ご説明させていただきます。

以上でございます。

委員(B)

繰り返しくなりますけれども、まず事務局がお話しされたように、都市計画では街を市街化区域と市街化調整区域に大きく分け、線を引いています。市街化区域というのは、市として、すでに市街化しているところ、近年もしくは今後約10年間で市街化を進めていこう、所謂、建物を建てたり、農地から変えていこうと決めている地域のことです。一方、市街化調整区域は、今まで市街化されていないところ、もしくは、少なくとも今後約10年間は市街化を抑制し、農地や自由地を守っていきましょうという地域のことです。他の山手方面で、都市計画では決めない区域もありますけれども、都市計画では街を大きく2つに分けて、線を引いています。その市街化をどんどん進めていこうとしている地域の中に、農地が残っている。これが全て生産緑地かというところではなくて、市街化区域、所謂、市街化をどんどん進めていこうという区域の中にも、宅地化農地、すなわち宅地化をするという意味を持っておられる農地もあれば、生産緑地として農業をやりたいという農地もあり、市街化区域内の農地は2つに分かれるわけです。なぜ生産緑地なのかというと、税制措置で税金が安くなるので、農地として残しておられる方もいらっしゃると思います。ただ、その面積が非常に大きければ流通に乗ってちょっと儲かったりもしますけれども、実際は自分のところで食べるお米を作ったり、ご近所さんや親戚に分けるぐらいの農業活動しかできないぐらいの規模がほとんどです。

そもそも市街化を進めていこうと決めている地域なのに、生産緑地として農業を残そうという事で、平成4年に制度ができた当初も相反する制度だねとずっと言われてきたものです。それをもう少しレクリエーション的な機能や防災的な機能についても考えないといけないということを国が言い出しました。都市の中で空地的な農地があれば、家が建て詰まらないので環境が良くなったり、火災の際の延焼の予防、もしくは、地震時の一時的な避難場所というような防災機能を持つことになるため、都市の中に生産緑地という空地を残していく事も大事だねということで、農業を続ける代わりに税制優遇をし、ずっと続けられてきました。

平成29年に制度改正があり、国がさらにレクリエーションや景観としての機能を強調し、後程、説明されるということですので、先に言うてしまうといけないのですけれども、もっと公共の用に供する土地としての利用ができるようにしようということで、生産緑地の中に建てられる施設の規制の緩和制度ができています。農業振興については、市街化調整区域の中の農業振興地域や農用地で行うように区別しています。どこの行政でもそうですけれども、このように線を引き、地域の方向性を決めるのが今のやり方だと思っております。

この生産緑地の話で言うと、今申しあげたように、単に「農業」という側面だけではなく、農業の「業」がない「農」の空間、つまりレクリエーションや景観、緑地としての空間が、都市の中にはやはり必要ではないですかという事を、国がより強調してきていると理解しております。

買取申出という制度の流れは、先程ご説明がありましたけれども、実を言うと、市が買い取ったという例はほぼないと思っております。本市だけでなく、どこの市町村もそうですけれども、公園や施設を作るための用地として買い取りを行うべく、積極的にお金を出す時代では今やありません。そのため、買い取りがなく解除されれば、駐車場になったり、建物が建ったりというように、どんどん変化していくというのが、大阪府内だけでなく、かなりの市町村で起こっている実状と理解しております。

フォローになっているかどうかわかりませんが、以上です。

事務局に質問ですけれども、市町村によっては、新規追加するときに、面積制限をかけている場合もあるかと思えます。今回、新規追加は400㎡ですよね。これは、一団として見たときに500㎡以上になるため、400㎡でもOKということで、編入されているという理解でいいのでしょうか。もう少し北の方の市では、新規追加する場合の最低面積は500㎡以上という基準を設けており、500㎡ないと新規追加できません。本市は、一団で500㎡となればいいという理解でよろしいでしょうか。

事務局

一団で500㎡を超えれば、新規追加が可能として進めております。

委員(B)

追加指定する時の面積基準は特に設けていないという理解でよろしかったですか。

事務局

そうですね。

後程、また説明の中で出てくると思いますけれども、国土交通省からの新しい方針で、法律ではないですけれども、生産緑地を追加する、残すという場合に一団としてみる最低面積として、運用上の目安が出ており、それが 100 m²となっております。

会長

他にいかがでしょうか。

後で詳しい話もあるようですので、他にご意見がなければ、採決をとりたいと思います。本審議会として原案を承認することとしてよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手願います。

〈賛成が過半数を超える〉

会長

全員一致ですので、原案通り承認することといたします。

なお、本日の案件に対する答申の形式につきましては、会長である私に一任していただいてよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

会長

ありがとうございます。

それでは、事務局からその他の案件について趣旨の説明をお願いいたします。ご質問、ご意見等は説明の後でお願いいたします。

よろしく願いいたします。

その他案件「生産緑地法の改正について」の概要について、事務局から説明。

【質疑応答の概要】

委員(C)

特定生産緑地の指定期限が10年毎である理由について
生産緑地の買取申出を行い、斡旋不調となった場合に、行為制限解除の取りやめが可能か
市として、斡旋のマッチングを促進する施策があるか。また他市の事例があるか。

事務局

都市計画上の理屈では、都道府県が策定する都市計画区域マスタープランに定める主要な緑地の確保目標は、概ね10年以内に決定を予定している地域地区等を示すこととなっており、10年程度将来の保全見通しを把握していることが望ましいため、10年とされております。また、借地借家法における借地契約の更新時期が10年であることや、農地として30年間にわたり適正に管理されたことにより、その意義が一定程度果たされたと考え、権利者の事業継続意思や生活設計等の事情を汲み取り、柔軟に調整が図られるようにするため等とされております。

斡旋不調になった場合は、行為制限の解除になるというのが基本であると考えております。

農業委員会に斡旋をお願いしておりますが、買取申出を行う前に、ご本人が近隣の方と調整済みであると思われ、斡旋が成立した事例がなかなかございません。また、他市の斡旋事例につきましては、勉強不足でございます。

委員(A)

過去に道連れ解除があったかどうかについて
道連れ解除されたところが復活する可能性はあるのか

事務局

道連れ解除は、何度かございました。

道連れ解除となり得る方には、生産緑地に指定する際に、一団で500㎡を超えているため生産緑地に指定しておりますが、500㎡未満になると解除となる可能性がある旨は説明してございます。実際に、一団の一部が解除となり500㎡未満となった際には、生産緑地の存続ができない旨と、都市計画変更した時点で生産緑地ではなくなる旨のご説明にお伺いさせていただいております。

一度廃止されておりますので、新たに生産緑地として追加するというのは可能であると思います。

委員(D)

この審議会では、生産緑地の廃止が議題となりますが、そこに生産緑地という空地、つまり災害時の一時避難場所や火災延焼を防ぐ意味での空地が必要か否かの資料等をお示しいただかないと、故障や死亡、面積要件の欠如等による生産緑地の廃止に関して、異議なしとしかお答えできないなと思っています。次回以降は、農業振興の話ではなく、都市計画マスタープランや防災計画等をご準備いただき、「都市計画」の観点から審議ができればと個人的には思っております。

委員(B)

都市緑地法の改正によって、みどりの基本計画に生産緑地も位置付けるようにという動きが出てきています。今後、改正される際には、都市計画マスタープランの緑地の計画の中で、位置付けていけないといけないと私も思います。ただ、生産緑地は個人所有の空間です。市が買い上げ、公的に緑地の保全ができればいいのですが、このご時世では非常に酷なことであり、生産緑地と宅地化農地の境をどのようにしていくのかが、非常に難しい問題だと思います。

建物が建っているところ以外は全て空地と捉えた大きなレベルでの都市の空き空間の配置計画をもって、個別の街区レベルでの配置を地元と協力しながら調整していくという取り組みが今後必要になると、私も思います。

事務局

仰っていただいた事を勉強しながら、進めていきたいと思っております。

今年度ですけれども、みどりの基本計画改定の予算をいただいております。現在作業を進めており、基礎データの収集の段階でございます。次回の審議会にて、みどりの基本計画の進捗についてご説明させていただき、その中での生産緑地の位置付け等々をご説明できればと思います。そこから先の市民参加型についても、仕組み等々について勉強しながら、がんばっていきけるようにしたいと思います。

会長

はい、どうもありがとうございました。

ではひとつ、よろしく願います。

他にご意見、あるいは、ご質問ございませんか。

なさそうでございますので、本日予定しておりました議事につきましては、これで終了したいと思います。
それでは、平成30年度第1回泉南市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。
本日はありがとうございました。

午前11時20分終了。